

## 平成24年度 第1回 宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会 会議録要旨

日 時：平成25年2月21日(木) 午前10時30分から午後0時21分まで  
場 所：宮城県庁行政庁舎11階 第二会議室  
出席者：資料参加者名簿のとおり

### 1 開会(宮城県経済商工観光部商工経営支援課 門脇副参事)

※会長選任まで門脇副参事が議事を進行。

### 2 あいさつ(富田商工経営支援課長)

- ・ 本日は御多忙のところ、審議会に御出席いただきましてありがとうございます。
- ・ 県では、先ほど平成25年度の当初予算を発表いたしました。平成25年度は1兆5千億、平成24年度は1兆6千億という例年の2倍規模の予算を編成し、復旧・復興を進めていきたいと考えております。皆様の御支援を引き続き、よろしくお願いいたします。
- ・ さて、本審議会では市町村の枠組みを超えた広域的な見地からの特定大規模集客施設の立地誘導、地域のまちづくりに対して与える影響を御審議していただくこととなっております。
- ・ 平成22年1月に条例が施行されて以来、特定大規模集客施設の届出は無く、本審議会も平成22年7月以来開催されてございませんでした。このたび、初の届出となる事例が出てきましたことから、審議会開催の運びとなった次第でございます。
- ・ 本日第一回目の審議となりますので、忌憚のない様々な発言をしていただきながら、今後の進め方を考える上での一つの指針となると考えておりますので、本日はよろしくお願いいたします。

### 3 委員紹介

※門脇副参事より各委員の紹介。

### 4 会長選任

※委員の互選により山田委員を会長に選任。

#### (山田会長)

- ・ 再度会長に御指名いただきましたので、努めさせていただきたいと思います。
- ・ 先ほど、課長さんのお話にもありましたが、特定大規模集客施設の立地に係る条例がありまして、基本方針についても皆さんと議論して作ってきたわけですが、時間がたっていますので、かなり失念しているところがあるのではないかと思います。思い出しながらやっていきたいと思います。
- ・ また、先ほど課長さんからのお話で、初めてのケースということですので、若干試行錯誤しながら進めて参りたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

### 5 会長職務代理者の指名

※山田会長より千葉委員を会長職務代理者として指名。

### 6 議事

(1)宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等に関するコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例概要説明について

#### (山田会長)

- ・ それでは議事に入っていきたいと思います。

- ・ 皆様のお手元の次第にあります「(1)宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等に関するコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例概要説明」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

※資料1, 2に基づき事務局より説明。

(山田会長)

- ・ こちらについては審議事項ではございませんが、質問がありましたらこの機会に。

(大泉委員)

- ・ 質問ではなく感想なのですが、この方針自体が震災前に検討したものなので、もしかしたら綱領が薄かったのかなと感じています。防災や安全・安心の観点においても意識しながら個別案件を考える必要があるのかと思いました。

(山田会長)

- ・ 以前事務局に伺った時も、そのような話があり、審議の過程の中でそのような事項も考慮しながら進めていくということによろしいかと思えます。貴重な御意見ありがとうございました。
- ・ 以降は案件の議論の中で条例・方針の御質問等ありましたら、その都度お願いいたします。

(2)宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例届出に係る県の意見案について

(山田会長)

- ・ それでは次の議題に移らせていただきます。タイトルは「宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例届出案件に係る県の意見案について」ということで、対象としての松森の届出書について事務局から説明願います。

(事務局)

※資料3, 4, 届出書に基づき事務局より説明。

(山田会長)

- ・ ありがとうございました。ただいまの概要説明につきまして、質問等ありましたら事務局・出店者の方をお願いします。

(大泉委員)

- ・ この建物の計画前の温浴施設等は震災の影響で建物の被害があつて閉鎖されたのか。震災の影響についてお聞かせいただきたい。

(出店者)

- ・ 温浴施設につきましては、震災の影響で継続は困難ということで施設の解体をしております。
- ・ スーパーにつきましては、震災前に解体を済ませております。
- ・ 震災の理由に該当するとすれば、温浴施設のみということでございます。

(大泉委員)

- ・ かなりの大きな被害があつたということでしょうか。

(出店者)

- ・ 営業上継続が困難だということで解体という御判断をされたということでした。

(加藤委員)

- ・ 大店法の設置届出はこれからですか。

(出店者)

- ・ 仙台市さんの方には、2月1日に事前協議願を提出しております。そこで交通、騒音、廃棄物、景観、緑化の協議を進めているところでございます。

(加藤委員)

- ・ さっきも震災の話がありましたが、震災を考えると設置者の社会的責任は大きなものがあると思います。例えば、今回のショッピングセンターの天井や壁が落ちたりとか集客施設で吊り天井が落ちたりということが出てきますので、通常の建築確認や耐震をやればいいのではなく、完全に安全な建物を建てるという設置者側の義務があろうかと思いますが、その辺のところ積極的にあるいは建設が終わった後でも定期点検を間違いなく行うなど、集客施設を建てる立場として責任があると思うので、是非お願いを申しあげたい。

(山田会長)

- ・ 意見になろうかと思しますので、また後で議論したいと思います。
- ・ 他にいかがでしょうか。

(鈴木委員)

- ・ 住民説明会でたった一人というのは、地域にあまり関心がないのか、あまり歓迎されていないのか、あるいは何なのか。どのようにとらえられましたか。

(出店者)

- ・ 一番近い仙台市での説明会では、参加者一名ということでしたが、以前からいろいろなお話があった時に歓迎されています。従前のスーパーがなくなった時点で近隣の方々から開発にあたり、地権者の方も何かそのスーパーに代わる施設は誘致できないかと、周囲からご要望を受けていたそうです。
- ・ 身近によく利用している施設が今回来るとということで賛成という話がかかなりあります。それが実行されるという認識があったのではないかと思います。
- ・ 逆に富谷ですとか利府に関しては、地域的に商圈から遠いということもありますので、その影響で関心がなかったのではないかと捉えております。

(山田会長)

- ・ むしろそういうことであれば、要望等をアピールできる資料があるとよかったですね。

(加藤委員)

- ・ 地域貢献活動についてですが、通常他で行っていることを届出に記載しているような感じが見受けられます。
- ・ 震災後の部分で見ると少しさびしい印象を受ける。避難誘導を行う必要性はありますし、避難通路ですとかそのようなことも地域貢献活動に入れていただきたいなと思います。その辺りを再検討していただければなと思います。

(山田会長)

- ・ 地域貢献につきましては私もいろいろ意見がありまして、こちらに記載されているものは地域

貢献というよりはどちらかというサービス業として当然すべき内容であって、できることなら高齢者への買い物支援であるとか、そのようなところまで踏み込むなどであろうかと思います。  
•こちらについては、後で議論を行いたいと思います。

(黒田委員)

• 参考図の旧敷地利用図と添付図3を拝見しましたところ、以前の出入口は2箇所だったのでしょうか。添付図3を見ますと道路からそのまま入ってくる出入口が1箇所ですよね。旧敷地利用図の方を見ますと、同じところにあるように見えますが。

(出店者)

• 当初と同じ場所の乗り入れを使うことになりまして、添付図3で申し上げますと真ん中の乗り入れ口と図面下部に止まれの表記がC棟のそばにあると思います。そちらに左折イン左折アウトで考えております。C棟の前です。

(黒田委員)

• C棟の前は、以前はなかったものか。

(出店者)

• 以前もありましたが、位置の付け替えを行う予定です。

(黒田委員)

• 第2駐車場のところに入る場所は、道路からの乗り入れ口ですよね。第2駐車場には出入口がふたつあるということでしょうか。

(出店者)

• はい。ただ、今後行う大規模小売店舗立地法の交通協議等の結果を踏まえて変更になる可能性はあります。現状の滞留長で足りるのかということも検証がさらに必要ですので、そちらについては仙台市と県警と協議しながら進めさせていただくことになるかと思います。

(黒田委員)

• やはり住宅街ですので、コンパクトなのはいいのですが、交通事情が非常に近隣の迷惑になるということはよくありますので、そちらのことが気になりました。

(山田会長)

• 確かにこの図ですと、歩道を切っただけとはいえないけれども出入口は3箇所あるということですよ。

(出店者)

• そうです。協議を進めている途中ですが、現在の歩道の形態が望ましくないと、民有地に対して巻き込みをかけるというのは通常指導されてはおりませんので、こちらの方は道路改良も含めて直していくことになろうかと思います。

(山田会長)

• 関連してですが、南側の第一種低層住居専用地域について、建物が迫っているように感じるので、地元から苦情ですとか不安ですとかそのようなことはないでしょうか。

(出店者)

• 現状そのようなお話は承っておりません。  
• 第一種低層住居についてですが、2mから3mの擁壁が組まれておりまして、隣地の方が高くなっております。

(鈴木委員)

- ・ 現地を一度見て参りまして、丁度施設の前にバス停がありますよね。バスが停まっている間は、多少の混乱が出るのではないかと。大店立地法の委員会では、厳しく指導が入ると思いがら見て参りました。
- ・ この施設の向かい側は住宅等が無いようですが、この地図の下の方に向かって坂を上がる方向は道が狭くなっているため、スーパー・ドラッグストアの客が入れば入るほど、しっかりとした交通関係をやらないといけないと思います。
- ・ なおかつ、施設の方はある程度引っこんでおりますが、施設の反対側は歩道が無い状況ですので、オープンの日のような混雑する日は、対応を十分に考えていかなければならないのではないかとお思います。
- ・ 道路の幅に対してバス道路であり、このお店が必要であると地元から歓迎されているとすると、南北からずいぶん車が来ることが予想されます。
- ・ 私たちと委ねられていることが異なる仙台市の方でそのような話になるとは思いますが。

(出店者)

- ・ 大店立地法の協議指導に乗っ取り対応いたします。
- ・ ただ、元々スーパーマーケットのありました地域ですので、実績が仙台市の方でもあると思います。我々もその状況にある程度加味したもので対応していますので、十分に協議を図り対応させていただきます。

(鈴木委員)

- ・ 温泉という一日に入ってくる人数はある程度決まりますが、物を売るとなるといくらでも人が来ますので、同じ施設を使用しているとしても全然違う考え方を当てはめないと、地域・エリアあるいは場所などあらゆる部分の変化を考えていかなければいけないと思います。

(山田会長)

- ・ 交通の量と質の違いをどうするかということですね。

(鈴木委員)

- ・ 裏に抜ける道があるといいのですけどね。出入りが一方だけなので二方向になるといいのですよね。

(出店者)

- ・ 補足させていただきますと、前面のバス停につきましては事務局からの説明にありましたように、一日一往復でして、上り線に一日一台、下り線に一日一台ということです。一時間に一本程度ですと、頻りに追い越しが発生するかと思いますが、一日一本ですので支障が無いと言われても全く無いわけではありませんが、かなり影響は少ないのではないかとというのがまず一点です。
- ・ 前面道路の交通渋滞についてですが、確かに現地は縦断勾配がありますので、このくらいの規模ですと通常左折の引き込みレーンには設けないのですが、ここには従前から左折の減速レーンが入っております。そのまま使わせていただきます。

(出店者)

- ・ 交通の関係で私の方からも、現在大店立地法の交通協議を開始しているところでございます。最近では左折レーンを使わなくても引き込みの段階ではさほど支障にはならない。

- ・ 右折レーンの方が問題になるかと思います。この地区の特性からしますと、バイパスを挟んで、南光台に近い方が住民としては多いです。交通の解析をするうえでも南光台の地区をメインとして考えていく、バイパスを考えた時に同じ商業施設が市名坂の方にオープンしていますので、南光台の方をメインとして考えた時にどうしても右折レーンが必要になってきます。
- ・ 既存の右折レーンで足りるのかという検証をしていきますと、若干足りない面もあります。
- ・ 左折レーンを取っている幅も、交わしながら右折レーンを長く使い引っこんでいくという計画を交通規制課さん、道路規制課さん含めて協議させていただいております。

(山田会長)

- ・ 2ページ目の利用見込人数算定のところで、一日来客原単位の算出がありますが、ここの数値の説明をしていただきたいのですが、例えばA=1, 400-40とありますが、これはどのような数字なのでしょう。

(出店者)

- ・ こちらにつきましては、大規模小売店舗立地法の中で人口比率に対してこちらの原単位が決まっておりますので、そちらの原単位を用いて算出しました。

(山田会長)

- ・ 添付図6を見るとずいぶんいろいろな他の施設の商圈と重なっておりますが、こういったものはあまり関係がないのでしょうか。

(出店者)

- ・ 立地法上は関係ありません。スーパー等で見込むとだいたいここにあるような数字が入ってくるのですが、一般的な特性とすればスーパーはだいたいこの形態に入りますが、ホームセンターの場合は資材が大きいので建物は大きいが、実際に来るお客様は限られています。
- ・ そのため、このような形で求めた数字よりも台数としては少なくなる傾向があります。

(山田会長)

- ・ そうするとここで算出された8, 153人を上回ることはないだろうということでしょうか。

(出店者)

- ・ おそらく無いかと思います。

(山田会長)

- ・ 地域貢献活動のところの環境対策に書かれているのですが、省エネルギー対策の実施及び新エネルギー導入の推進のところ、営業時間外の照明は必要最低限に抑制するとありますが、営業時間は何時から何時を考えておりますでしょうか。

(出店者)

- ・ 既存のお店の状況から、一番遅いヨークベニマルさんが9時から23時ですが、こちらのあくまで希望であり、地域に合わせていくというのが前提にありますので、これを踏襲するかは決定しておりません。

(山田会長)

- ・ 13ページ目の防災訓練の中身を見ますと、従業員に対しての防災・防火訓練の実施とありまして、あくまでも施設における防災の訓練ですね。地域への災害時のサポートや企業としての対応というのはご検討されていないのでしょうか。

(出店者)

- ・ こちらの近隣で実績のあります市名坂等では、毎月のテナントさんの交流会の中で地域から要望があるケースがあります。そちらをできる限り取り入れておりまして、従業員の教育という意味で定期的な防災訓練をしております。そこに地域要請ですとか、警察ですとか消防からの要請を踏まえたものを追加しているというのが実態です。こちらでも同じように計画をしております。

(山田会長)

- ・ 14ページの環境対策の3Rの推進の中で、これは先ほど申し上げたことと関連があるのですが、施設内で生じるものへの対応というのはもちろんあるかと思いますが、施設によっては市民の方が使用されたプラスチックの回収を外に向けて行うということがありますが、これはそのようなものもあるのでしょうか。

(出店者)

- ・ 入っております。実際にヨークベニマルさんでは全店舗ではありませんが行っております。この取組はさらに広げていくつもりですし、ホームセンターさんも乾電池からインク等の受け入れ窓口を作っております。今以上に大きな活動になっていくと考えております。

(山田会長)

- ・ そうだとすると、施設内の対応だけではなくて社会に対してそのような受け入れも行うという表現の方がよろしいかと思えます。

(出店者)

- ・ はい。

(大泉委員)

- ・ 添付図2で施設の東側はどのようになっているのでしょうか。農地ですか。

(出店者)

- ・ 施設の東側は南光台地区の防災調整池があります。

(山田会長)

- ・ 池の周りに雑木があるという状態なのですね。

(出店者)

- ・ そうです。従前の建物の時に開発行為がかかっておりまして、その時に植えた緑地が生い茂っているという状態です。

(山田会長)

- ・ 先ほど、温浴施設に関しましては震災の影響ということでしたが、前のスーパーが閉店に至った理由はお分かりでしょうか。

(出店者)

- ・ はい。某企業が営業していたスーパーなのですが、仙台市内周辺にも何店かありますが、本業が商社ですので、地域の競争に負けているというのが実態です。
- ・ スーパー業務縮小という意味で、地権者さんとの契約終了に伴う退店でございます。スーパー事業をこの場所では継続しないという判断になったということです。

(山田会長)

- ・ この場所が商業施設の立地に不都合だというわけではないのですね。

(出店者)

- ・ はい。

(山田会長)

- ・ だいたいよろしいでしょうか。ここで、本日欠席された委員から質問をいただいているということで事務局から伝えていただきます。

(事務局)

- ・ 徳永委員からは意見なしということでした。
- ・ 千葉委員からは3点意見をいただいております。
- ・ 添付図3の南側の小さい方の出入口が出入り可能な場合に、入退店で深刻な渋滞を招く恐れがあるので、ポールを立て、交通整理員を配置する等の出入りがスムーズになる対策が必要であるとの意見をいただきました。
- ・ もうひとつの意見は駐車場についていただいております、従前の施設よりも大きくなりますので、その分駐車場の台数が少なくなるのではないかと懸念されておりました。従前の温浴施設より長く滞在するということはないと思いますが、そのあたりの見込みはどうなのでしょうかとということでした。
- ・ 3つ目の意見はまちづくり条例の審議事項からは多少外れるのですが、荷捌きの時間について、付近に学校がありますので、学校の状況に合わせたものにしていただきたいということでした。
- ・ 千葉委員からの意見は以上です。

(山田会長)

- ・ 千葉委員からの意見1, 2に関しまして出店者さんから何かありますでしょうか。

(出店者)

- ・ 出入口につきましては、関係各課と協議をしながら適切に処理できるように打ち合わせをしていきたいと考えております。右折ができないような措置を県警・仙台市の指導に基づき行いたいと思います。
- ・ オープン時の誘導員の配置につきましても、打ち合わせのうえ適切に処理できるようにしていきたいと思います。
- ・ 駐車場の台数につきましては、添付図3を見ますと少なくなっているように見えますが、添付図4-2の方で、A棟の建物屋上に駐車場を設置しておりますので、台数に問題は無いかと思います。

(山田会長)

- ・ それでは質疑は以上でよろしいでしょうか。ここで出店者の方は退席していただいて結構です。ありがとうございました。
- ・ ここからは届出に対する県意見案について審議していきたいと思います。
- ・ 事務局から意見案の説明をお願いします。

(事務局)

※資料5により意見案を事務局から説明



#### (山田会長)

- ・ ありがとうございます。
- ・ ただいま資料5で説明がありました意見案について御審議いただきたいと思います。

#### (山田会長)

- ・ 議論の前に質問ですが、皆さんがこれから出される意見は資料5の意見案の中に全て集約させるということで、届出書で示された内容について、ああしてほしい等の要望を組込むことは可能なのでしょうか。
- ・ 例えば地域貢献活動のところで、もうちょっと踏み込んだものにしていただきたい等を県の意見として出す方向で審議会の意見をまとめてよろしいでしょうか。

#### (事務局)

- ・ 審議の対象事項の範囲であれば可能であると考えられます。

#### (山田会長)

- ・ 手探りなところもありますが、審議をしていきたいと思います。
- ・ 何かありますでしょうか。

#### (大泉委員)

- ・ 確かに項目をそれぞれ当てはめていけば意見なしとなるのかもしれませんが、少し内容についての踏み込みが足りないなと思います。
- ・ この地域は1960年代に開発されたオールドタウンということでかなり高齢化が進んでいて、お客さんは高齢者が多いのではないかと思います。その辺りの対応が見えていないと思います。
- ・ 大震災が発生した後で、山を削ったり盛土をしたところでいろいろな地盤の条件もあるのですが、この地域は地震の被害が大きかったと思うのです。なので、その対応等もう少し留意するべきかなと思います。

#### (山田会長)

- ・ 高齢者の対応については、この審議会の地域貢献という範囲でもう少し踏み込んだ対応をしていただきたい。場合によっては、もう少し具体的にと私も申し上げたのですが、少なくとも高齢者への対応が不十分ではないかと思います。
- ・ それと古い造成地の安全チェックですが、ここの審議会の検討対象なのか、仙台市が許可を出す時に審議することなのか、その辺はどうなのでしょう。

#### (鈴木委員)

- ・ 私が4年くらい前に商工会議所の中の大店立地検討委員会に商店街の代表で入っておりまして、会頭から諮問されるのですが、次々と出てくる案件に需給調整ができないので、環境などそれを除く部分での細かいところまで見ていました。
- ・ 千葉先生の最後の質問の騒音や青少年等は、私たちが会議所で行っていたフィールドの中の非常に細かいところとして、かなり突っ込んだ審議をして付帯意見として載せていました。
- ・ この審議会もそのひとつ上のレベルでのことに限られるのではないかと思います。
- ・ そのため3番目の千葉先生の質問は、ここで審議する話ではないのではないかと意見でした。
- ・ こちら側(大店立地検討委員会)の方が細かいところまで突っ込める役目を担っているのではないかと思います、ここに座っております。

(山田会長)

- ・ この意見書の2ページ目の基本方針との適合の項目については、ここでの検討対象と解釈してよろしいですね。
- ・ 今、出されました造成地の安全性の問題は、この中で述べることができるのか。

(鈴木委員)

- ・ 例えば、施設の入口の壁が崩れそうだということが考えられるときには、この審議会では利用計画であるとか都市計画とかグラウンドに関係するものは、やはりこちらの審議事項だと考えていいのではないかと思うのです。ソフトとハードという分け方をすればですが。

(山田会長)

- ・ そうですね。項目で書くところが見当たらないのですよね。
- ・ 付帯事項か何かで書くことはあるのでしょうか。

(事務局)

- ・ 付帯事項として書くことは可能です。

(山田会長)

- ・ 宅地の安全性については、項目がなければ付帯事項として入れるということが挙げられるかと思えます。
- ・ それから高齢者への配慮は、書き方に関わってくるのですが、基本方針との適合の7つの項目に対応して表現するのか、あるいは地域貢献という項目を立てていいのか、その辺りはどうでしょうか。

(事務局)

- ・ 基本方針との適合の項目に対応して表現していただければよろしいのではないのでしょうか。
- ・ 例えば、高齢者の方々の配慮が足りないということで、移動手段の面で誰もが移動しやすい交通サービスの項目で適切な対応を求めるといった意見が出すことができると思います。

(山田会長)

- ・ 敷地なり周辺での高齢者への安全性への配慮というものがありますが、地域貢献というともう一歩踏み出して、例えば高齢者の皆さんに配達の手助けを行っているスーパー等があるかと思えますが、あるいは移送の手助けであったり、それはどちらかという義務的な課題というよりは、前者(7つの項目)が義務的な課題だとすると、後者はむしろ社会貢献ですよね。だから、社会貢献は別に書いた方がよいような気がするのですが。

(事務局)

- ・ 私の方からもよろしいでしょうか。今回の条例の趣旨は、立地に関して周辺環境に与える影響がまず問題になります。
- ・ 審議会、県として意見を出す場合には、周辺環境に与える影響、都市の拡大に対して影響があるということになりますと、意見としてお出しできるかと思えます。
- ・ 今、御議論されている地域貢献活動については、どちらかという規制行政というところではなく、もうひとつステップアップしていただきたいということになりますので、先ほどの造成と同じく付帯意見として意見を述べることは問題ないかと思えますので、そのような形で精査していただければと考えております。

(山田会長)

- ・ 高齢者対応は明記するとして、それ以外の喚起の問題について、もう少し踏み込んだ対応を考えていただきたいということは、付帯意見の方で述べていくということによろしいでしょうか。
- ・ 地域貢献について、先ほど私の方で申し上げましたが、委員の先生方からさらに何かあれば、付帯事項の項目でひとつにまとめていただきたいと思います。
- ・ どこまで踏み込めるかというところもありますので、事務局に原案を作成していただき、委員の皆さまに目を通していただくことになるかと思えます。

(山田会長)

- ・ 二つ付帯事項で述べていただくということになりましたが、他にいかがでしょうか。
- ・ 鈴木委員のお話ですと、交通と千葉先生からいただいた三つ目の意見については、ここでは触れなくていいだろうということですよ。
- ・ もう一つ感じたのは、住民説明会ですが、住民への説明をどうしているかということは、審議の対象となるのですよね。もう少し丁寧な住民に対する説明会の方法があつて欲しいと思うのです。
- ・ 先ほどの出店者の方の話だと、むしろ前の施設が無くなりこういった施設が欲しいという声があるという場合は、もっと拾っていただいて述べていただく方が良いと思います。住民説明会・住民意見のところ少し物足りないと思うのです。

(事務局)

- ・ 住民説明会につきましては、条例施行規則で告知の方法が定められておりまして、今回は新聞の広告欄に掲載する方式で行ったのですが、今回の結果を見ますと効果が薄い面もあったのかと思います。
- ・ 告知の方法については、例えばチラシを配布する等検討していくことは必要かと考えております。

(山田会長)

- ・ そうすると意見書で述べることではないですよ。

(事務局)

- ・ はい。
- ・ 出店者側は規則に沿って告知をしております。

(山田会長)

- ・ こちらについては、審議会の中でこのような指摘があつたと記録に留められるということで、今後の審議会等の場所で考えていただくということに留めるということですね。

(山田会長)

- ・ 他にはいかがでしょうか。

(鈴木委員)

- ・ かつて私が委員として在籍していたところの案件で、北還状の吉成の集積について、例えばお店が夜遅くまで開店していることで青少年への影響があるので、そういったことを話し合う周辺町内会の方々と出店者との定期的な会合を持つべきだという意見が委員会で出まして、付帯意見として市長に進言した経緯があります。

(山田会長)

- ・ 出店者と地域のコミュニケーションを密に図って、地域の貢献であるとか地域のまちづくりに資するように努めてほしいのは入れても良いですね。
- ・ それも地域貢献のところに、そのような意味合いのものを入れていただきたいと思います。

(鈴木委員)

- ・ 出店者側も今はやりますやりますと言っているが、実際に届出が通ってしまったらやらないということもあるかもしれないので、こちらから念押しでやるべきだという意見を出すことは大事だと思います。

(加藤委員)

- ・ それ(吉成の案件)は営業時間の観点から大店立地法での審議になる可能性もあったと思いますが、果たしてそれが地域貢献活動の中の一つなのか分からない部分がある。審議会として言える部分なのか言えない部分なのか。

(山田会長)

- ・ 解釈の仕方ですね。そういうことで地域との関係を適切に保って地域の意見を吸い上げながら営業されるというのは地域貢献と捉えていいのかどうか。
- ・ 12ページのまちづくり取組への協力で、今のお話もどちらかということに入ってくる課題かもしれません。地域町内会への加入とか、地域との意思疎通のようなところですかね。
- ・ 私が気になったのは、景観形成・街並みづくりへの協力で広告・配色・デザイン等で配慮しますという部分ですが、もう少し具体的に詰められないのかなど。

(加藤委員)

- ・ (その活動内容の記述が)ガイドラインに書いてあるからかと。

(山田会長)

- ・ ガイドラインに書いてはあるけれども、我が社としてはこのように対応しますと、そこまで踏み込んでほしいのですよね。
- ・ お題目で終わっているところがあって、それが物足りないというのがありますね。
- ・ それともう一つ質問したかったのは、地産地消の箇所で地域の生産者というのは出店地域のことを言っているのか、それとも仙台市全体くらいの意味合いで言っているのか。もう少し具体的に検討していただきたい部分があるということ、付帯意見の方に入れていただきたいと思います。

(鈴木委員)

- ・ 出店者の方が出席し、やり取りができるのであれば地域のどの部分から上がってくるものが地産なのかと聞えますが、ディベロッパーなのでちょっとなかなか難しいところもありますね。

(山田会長)

- ・ 時間も過ぎておりますので、御意見の方は今のような形で、付帯事項の中で宅地の安全性と地域貢献について、大きく2点を書いていただくということでよろしいでしょうか。
- ・ この後の流れとしてはどうなりますか。

(事務局)

- ・ こちらで付帯意見案を作成し、委員の先生方に目を通していただいた結果を反映させ、最終的には県意見なしということで、付帯意見を設置者様に通知することになります。

(山田会長)

- ・ それでお願いしたいと思います。

(山田会長)

- ・ 最後に議題(4)その他地域貢献活動の実施状況について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

※資料6に基づき説明

- ・ 特定大規模集客施設の行う地域貢献活動を条例で定めましてから今年で3年目になります。3年間の地域貢献活動の実施状況を資料6にまとめました。
- ・ まず、地域貢献活動計画書の提出状況についてです。県内の対象施設は97施設、設置者数は152者ございます。そのうち計画書を提出しているのは、92施設142者です。提出率は施設で94.8パーセント、設置者で93.4パーセントです。
- ・ 提出がなされていない理由としましては、施設を競売にかけている状況等にあるため、所有者が定まっておらず、提出されていない案件がいくつかあります。
- ・ 二つ目に、提出のあった地域貢献活動の内容ですが、資料6の表のとおり分類しましたところ、1から5番までの項目についてはどの施設もまんべんなく行っているという結果でした。主な活動については表の右側にまとめてございます。
- ・ 交通対策の実施につきましても、計画提出施設の76.2パーセントの施設で行われているということでしたので、広く取り組まれているということでした。
- ・ 3番目、地域貢献活動実施状況報告書の提出状況についてですが、対象97施設のうち報告書提出施設は15施設、提出率は15.5パーセントとなっております。
- ・ こちらの原因ですが、初年度の報告書の提出時期が震災の時期と重なったために、報告書に手をつける暇がなく、そのまま状態で推移していると考えられます。
- ・ 対策につきましても、今年度が計画書の最終年度に当たる施設が多数存在するために、計画書の更新が必要な施設及び未提出の施設に対して、通知を3月に送付する予定です。
- ・ 最後にコンパクトで活力あるまちづくり支援事業の取組状況ですが、集客施設に対する地域貢献活動の拡大・浸透を図ることを目的に実施して参りました。平成22年度に地域まちづくりセミナーを仙台市で開催いたしまして、普及に努めて参りました。
- ・ しかし、平成23年度以降につきましては、震災対応によりこちらの事業の中止を余儀なくされている状況でございます。今後、こちらの事業につきましては、震災復興の事業の進み具合を見て、行うことになるかと思っております。
- ・ 地域貢献活動の報告につきましては、以上でございます。

(山田会長)

- ・ ありがとうございます。
- ・ この97施設というのは県内の特定大規模集客施設ですか。

(事務局)

- ・ はい。用途地域によらない県内の床面積10,000㎡もしくは店舗面積6,000㎡の施設の数です。

(山田会長)

- ・ 参考までに、この1年間で宮城県内での特定大規模集客施設の立地数はどうなのでしょう。

(事務局)

- ・ 誘導地域内では、この1年間での立地はゼロです。面積がギリギリ届かない施設は長町の方に1件ありますが。今後、新規に立地する予定の施設としては、長町に大規模集客施設が出店すると新聞等で報道されております。立地予定地は近隣商業地域に該当するため、届出は必要ではありませんが、地域貢献活動計画等は提出の必要があります。

(山田会長)

- ・ ほかによろしいでしょうか。
- ・ それでは本日の議題は終了しましたので、以上で閉会といたします。ありがとうございました。